

滞在地での不在者投票について

姫路市の選挙人名簿に登録があり、市外に滞在（又は転出）しており、投票当日又は期日前投票期間に姫路市の投票所に行けない人は、滞在地（又は転出先）で不在者投票ができます。

〈不在者投票のしかた〉

1 投票用紙等の請求（以下のいずれかの方法で請求してください）

（1）マイナンバーカードを利用しオンラインで請求する方法

姫路市オンライン手続ポータルサイトから請求していただけます。

詳しくはこちらの二次元コードから→



（2）申請書に記入し提出する方法

①記載例を参考に「投票用紙等請求書兼宣誓書」に、**請求者本人**がもれなく記入してください。**選挙人名簿に記載されている住所の欄に姫路市の住民登録地**（市外へ転出した人は転出前の姫路市の住所）を、電話番号は、**日中連絡のとれる番号**を記入してください。

②「投票用紙等請求書兼宣誓書」を、姫路市選挙管理委員会あて、**至急郵送又は持参**してください。**（FAXや電子メールでは受付できません）**

2 投票用紙等の交付

姫路市選挙管理委員会から、**投票用紙送付先（滞在先住所）**あてに投票用紙等を送付します。

3 滞在地の選挙管理委員会で投票

送付された投票用紙等を**滞在地の市区町村の選挙管理委員会（不在者投票所）**へ持参して、投票してください。

- ※ 投票できる場所及び時間については、あらかじめ滞在地の市区町村の選挙管理委員会にご確認ください。
- ※ お時間を要する手続きですので、投票用紙等の請求はお早めにお願いします。

姫路市選挙管理委員会

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

TEL 079-221-2807